

学校跡地の利活用について

令和 8 年 6 月 2 9 日
玉野市政策企画課

※現在策定作業中の「学校跡地利活用基本方針」の一部を抜粋した内容となっています

1 跡地利活用の基本的な方針

公共利用に限らず、民間活力の活用等も視野に有効活用を目指します
施設全体の利活用に限らず、校舎等の一部の利活用など、幅広く検討します
活用が見込めない場合は、施設の処分（解体・撤去）も検討します
検討段階においては、地域の意向を確認しながら進めます
活用が決定するまでの間、跡地施設の暫定的な利用を可能とします

2 検討する上での主な留意点

留意点	考え方
避難場所の確保	災害時における地域住民の安全安心の確保に留意します
地域への配慮	活動場所の調整を図るなど、地域意向に配慮します
民間活力の活用	民間活用により、地域の雇用創出や活力向上等を図ります
法令等の制約	都市計画法による規制等との調和を図ります

3 検討の進め方

個別跡地ごとの利活用の検討は、以下の手順で進めます

